

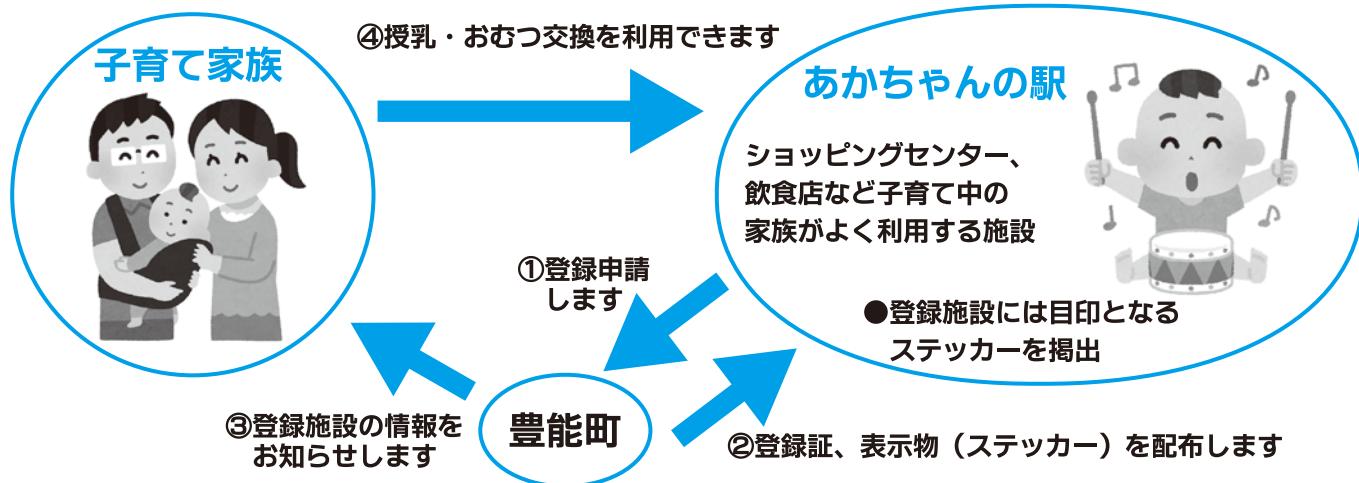
「あかちゃんの駅」登録制度を始めます

この事業は子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進め、子育てしやすいまちづくりを推進するものです。



事業者の方へ
整備補助制度があります

「あかちゃんの駅」のしくみ



「あかちゃんの駅」とは

下記(1)(2)の設備があり(3)の一部を提供できる施設を「あかちゃんの駅」として登録し、子育て家族に無料でご利用いただけます。

- (1) 外部の目を気にせずに授乳できる設備
- (2) ベビーベッド、おむつ交換台などの設備
- (3) ミルク用のお湯、おむつまたはおしりふきシート、電子レンジ、トイレ内のベビーキーパー

事業者の方へ 登録方法・補助金制度 詳細は下記までお問い合わせください

●登録方法

- (1) 登録を希望する事業者は「登録申請書」と必要書類を持参または郵送によりご提出ください。（「登録申請書」は町ホームページからダウンロードできます。郵送、FAXをご希望の場合は、まちづくり創造課までご連絡ください。）
- (2) 町は登録の要件を満たすと認めるときは、登録証と表示物（ロゴマークのステッカー）をお渡しします。
- (3) 登録施設は、表示物を利用者が見やすい場所に掲出いただきます。町では、登録施設をホームページに掲載するなど広く情報提供します。

●補助金制度

「あかちゃんの駅」として、授乳やおむつ替えなどの対応が可能な場所を提供いただける店舗・事業所に対し、設備設置などにかかる費用について助成します。

補助額…上限100,000円 申請期間…令和3年8月～令和4年2月

※設備設置前に書類申請いただく必要があります。

問い合わせ先・登録申込み先

豊能町まちづくり創造課

〒563-0292 豊能町余野414-1

☎072-739-3412 FAX072-739-1980 ✉machi souzou@town.toyono.osaka.jp

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

後期高齢者医療 被保険者証 が変わります

8月から、「後期高齢者医療被保険者証」が“桃色”に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留にて送付します。新しい被保険者証は、お手元に届いたときから使用できます。

また、現在お持ちの被保険者証(うす緑色)の有効期限は、7月31日までです。それ以後は使用できませんのでご注意ください。

○有効期限の過ぎた被保険者証は、ご自身で破棄いただなか、保険課または吉川支所へお返しください。

後期高齢者医療保険料の決定について

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、7月中旬に被保険者の皆さんに保険料額決定通知書を送付します。

保険料の納入方法は、年金から直接納めていただく「特別徴収」と、口座振替や保険料額決定通知書に同封する納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かれます。

また、年度途中に被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、医療機関の窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ、Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

現在、交付されている減額証の有効期間は7月31日までとなっており、引き続き8月1日から住民税非課税世帯に属する被保険者には、新しい減額証を7月下旬に豊能町から発送します。

②後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）は、医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額が適用されるもので、現役並み所得者区分Ⅰ、Ⅱの被保険者が対象となります。

現在、交付されている限度証の有効期間は7月31日までとなっており、引き続き8月1日から現役並み所得者区分Ⅰ、Ⅱの被保険者には、新しい限度証を7月下旬に豊能町から送付します。

※①減額証、②限度証共に、これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望される場合は、隨時、保険課または吉川支所で申請することができます。

お問い合わせ

◎制度全般に関すること…大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

おもな業務内容	担当	電話番号
被保険者証、保険料などについて	資格管理課	☎06-4790-2028
高額療養費、健康診査、医療費通知などについて	給付課	☎06-4790-2031
予算、広報、議会などについて	総務企画課	☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関する事…保険課 ☎739-3422

個人番号カード(マイナンバーカード)の休日受け取りを実施しています。【予約制】

受取日時=7月31日（土）午前9時から正午まで 午後1時から5時まで *予約制になっています。

受取場所=役場本庁 住民人権課（豊能町余野414番地の1）

*「交付通知書」に記載してある交付場所が【吉川支所】の場合も休日の受け取りは住民人権課になります。

予約方法=7月29日（木）午後5時までに、住民人権課までご予約ください。（先着順）

*予約が埋まり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

受取時に必要なもの=交付通知書・通知カード（お持ちの方のみ）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

交付済みの個人番号カード（お持ちの方のみ）・本人確認の書類（交付通知書でご確認ください。）

8月以降の日程=広報とよの8月号およびホームページでお知らせします。

問=住民人権課 ☎739-3418

国民健康保険料の決定について

令和3年度の国民健康保険料を決定しましたので、世帯主様あてに国民健康保険料賦課決定通知書を7月中旬に送付します。

●令和3年度の保険料率

（ ）内は令和2年度の料率または金額です。

賦課方式	被保険者全員		40~64歳の方 介護分
	医療分	後期高齢者支援金分	
所得割 被保険者の前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を除いた金額に対して	8.29% (8.06%)	2.64% (2.55%)	2.42% (2.40%)
均等割 被保険者一人あたり	28,700円 (変更なし)	9,100円 (9,000円)	17,900円 (15,700円)
平等割 加入一世帯あたり	31,200円 (30,300円)	9,800円 (9,600円)	
賦課限度額 (賦課される保険料の上限額)	63万円 (61万円)	19万円 (変更なし)	17万円 (16万円)

▼保険料の納付方法

○納付書で納付

1期（7月）からの期（翌年3月）

に分けて納付していただきます。納付書裏面に記載の金融機関などで納付期限までに納めてください。

○口座振替で納付

毎月末日（金融機関の休日になる場合も翌営業日）に指定の口座から引き落とされます。

※口座振替には別途手続きが必要です。

○特別徴収による納付

次のすべてに該当する世帯は特別徴収（年金からの天引き）となります。

ただし、年度内に世帯主が75歳になる場合は特別徴収なりません。

●世帯内の国民健康保険の被保険者の

方全員が65歳～74歳である。

●世帯主が国民健康保険の被保険者で

あり、年金を受給している。

●特別徴収の対象となる年金の受給額

が18万円以上（年額）であり、介護保

険料と国民健康保険料を合わせた額が

年金額の2分の1以下である。

問 II 保険課 ☎ 0730-34211

豊能町介護保険運営委員会委員を募集します

町では、介護保険法に基づく豊能町

介護保険事業計画などの運営に関し協

議をしていただくため、介護保険運営

委員会を設置しています。このたび委

員の任期が満了するため、被保険者を

代表する委員を募集します。

応募資格

町内在住の40歳以上の方で平日の昼・夜間に開催する委員会に出席できる方

任期

II 0月～令和6年8月（予定）

募集人員

1名（委員会は被保険者代

表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者

関係行政機関などから構成されます。）

・短期入所生活介護・短期入所療養介

介護保険施設における居住費・食費の負担限度額認定申請について

介護保険施設への入所やショートステイ利用の場合、居住費（家賃や光熱水費）および食費は利用者負担となります。が、所得が低い方の負担が重くなりないよう軽減策が設けられています。この軽減を受けるためには申請が必要です。今回から、「利用者負担段階」、「預貯金額などの基準額の要件」などが変更になります。

①対象となるサービス（居住費・食費）

・介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）※地域密着型含む
・介護医療院サービス
・介護療養型医療施設サービス（介護

年月日、年齢、性別、電話番号、応募の動機（300字程度）を記載のうえ

申込期限

II 7月30日（金）まで（必着）

※選考結果は、ご本人に通知します。また、応募書類はお返しませんので、あらかじめご了承ください。

問 II 保険課（介護）☎ 0730-34211

申込期限

II 7月30日（金）まで（必着）

※選考結果は、ご本人に通知します。また、応募書類はお返しませんので、あらかじめご了承ください。

問 II 保険課（介護）☎ 0730-34211

利用者負担段階	(1)所得基準額等の要件 ※世帯分離している配偶者の住民税課税状況も要件に含まれます。 ※年金には非課税年金も含まれます。	(2)預貯金額等の基準額の要件	居住費（滞在費）※日額				食費※日額 上段：施設 下段：短期入所	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	從来型個室	多床室		
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者の方	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	820円 490円 (320円)	490円 (320円)	0円	300円 300円	300円 300円	
第2段階	前年の合計所得金額＋年金 収入額が80万円以下の方	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	820円 490円 (420円)	490円 (420円)	370円	390円 600円	600円 600円	
第3段階①	前年の合計所得金額＋年金 収入額が80万円超120万円以下の方	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,310円 1,310円 (820円)	1,310円 (820円)	370円	650円 1,000円	1,000円 1,000円	
第3段階②	前年の合計所得金額＋年金 収入額が120万円超の方	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,310円 1,310円 (820円)	1,310円 (820円)	370円	1,360円 1,300円	1,300円 1,300円	
第4段階 基準費用額	本人を含めた世帯内に 住民税課税者がいる方	なし	2,006円 1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円		

②対象となる方・軽減の内容
護（シヨーステイ）

別表の第1段階から第3段階②に該当する方が軽減の対象です。申請により、所得などの状況に応じて居住費・

食費の負担限度額（上限）を設定します。
と障害年金）収入も含めて判定されます。

*利用者負担段階の第2段階と第3段階①・第3段階②とを区別する年金収入などについては、非課税年金（遺族年金

- 表中の（ ）内の料金は特別養護老人ホームおよび短期入所生活介護の場合です。
- 利用者負担は上表の居住費（滞在費）、食費のほか、介護保険サービスの1～3割負担があります。
- その他、施設によっては日常生活費、特別な室料、特別な食費がかかる場合があります。

